

家族や身近な人との関係を見つめ直し、
人権や差別について話し合う機会を持ちましょう。

人権作文

お母さんが夜勤の日

古城小学校 6年 市原考浩

今日は、お母さんが昼の三時から夜の二時ぐらいいまで仕事でないので、お姉ちゃんと二人で生活しないといけません。お母さんがいないと、家の中がシーンとして暗い感じがします。

夜は、お母さんが肉じゃがを作っていてくれました。お姉ちゃんが肉じゃがを温めながら、

「ご飯をついできて。」
と言いました。ぼくは、
「自分でついでくればいいじゃん。」

と言ったけど、何回も言うのでついでいきました。お母さんの作った肉じゃがはおいしいです。今日のは少しじゃがいもがかたかったけど、やっぱりおいしかったです。おかわりしました。

お姉ちゃんが、
「早くお風呂に入ったら。」
と言いました。ぼくは、面倒くさかったので、
「はい、はい。」

と答えて、お風呂に入りました。いつもだったら、お母さんが、「お風呂に入りなさい。」とか、「洗濯物は洗濯

機に入れなさい。」とか言いますが、今日はお母さんの声がしません。お風呂は気持ちよかったけど、さびしかったです。

ぼくは、大好きなテレビがあるとと思ったので、五分しか入りませんでした。だから、お姉ちゃんに、
「早かったね。」

と、ちよつと怒り気味に言われました。ぼくは、
「早かったら、いかにね。」
と言いつ返ししました。

その後は、テレビを見ていました。お姉ちゃんが、
「宿題した。」
と言いました。ぼくは、今からしようと思っていたのに、言われたので(またか。)と思いましたが、

「今からします。」
といやそうに答えて、テレビを見ながら宿題をしてしまいました。そして寝ました。すぐ眠ったけど、夜中二時ぐらいいに目が覚めてしまいました。起きてみたら、お母さんが帰っていたので、

「おかえり。」
と言いました。お母さんは、眠そうな顔で、
「宿題、終わったの? 明日

は、何時に起こせばいいの?」
と尋ねてきました。お母さんは、マスクをしていたせいか、声が低かったです。ぼくは、(もう早く寝ればいいのに。)と思いつながら、先に寝ました。

《先生からのコメント》

考浩君のお母さんは、病院に勤めていらつしゃいます。お父さんはタクシーの運転手をしているので、時々夜勤が重なることがあります。そんな日は、お姉ちゃんと二人で過ごさなければなりません。お姉ちゃんは寂しい考浩君の気持ちをわかっているから、いろんな場面で声をかけてくれる優しいお姉ちゃんです。お母さんは、夜勤で疲れていても、やっぱり考浩君のことが気になるようです。

考浩君の(早く寝ればいいのに。)という思いに、考浩君のお母さんを心配する強い気持ちが表れています。

人権作文

平成25年度 阿蘇市人権作文集「かけはし」より ※学年は平成25年度時点。



4月から
8%

あなたの医療・年金・介護・子育てを守るため、
消費税のご負担をお願いします。

今回の消費税率引き上げ分は全て
医療・年金などにあてられます。

中小企業庁

高齢者医療などに関する各種お知らせ



●ほけん課 高齢者医療係 ☎22・3145

今年度の保険料率と軽減措置

熊

本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の見直しをしていますが、今年度は平成25年度と同率です。

また、所得が低い方や被用者保険加入者に扶養されていた方（※協会けんぽ、健保組合、共済組合の加入者）の保険料は、継続して軽減されます。

●保険料年額の算出方法



※保険料の上限額が、年額 55 万円から 57 万円に変更となりました。

●保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

条件 【世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」+「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）	5割
「基礎控除額（33万円）」+「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）	2割

※総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

●保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

条件 【被保険者の総所得金額等】	軽減率 【保険料所得割額】
「基礎控除（33万円）」+58万円を超えない方	5割

あん摩マッサージ券を交付しています

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、年間（4月～3月）10枚のあん摩マッサージ・鍼さゆう等施設利用券の交付が受けられます。

1回の施術で1,000円の助成が受けられますので、必要な方は保険証、印鑑を持参のうえ、市役所ほけん課または各支所に申請してください。

- ▶ 1回の申請で5枚の交付となります。
- ▶ 保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただきます。
- ▶ 施設利用券は本人以外利用できません（家族であっても券を譲渡することはできません）
- ▶ 利用できる施設は阿蘇市が指定する市内16か所です。（詳しくはほけん課☎22・3145までお問い合わせください。）

保険料は、特別徴収（4月から年金天引き）または普通徴収（7月から納付書または口座振替）により、お支払いいただきます。

現在、普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成25年4月2日～10月1日までに75歳の誕生日を迎えられた方は、4月から特別徴収となります。

平成25年10月2日～平成26年3月31日までに75歳になられた方は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

※条件により特別徴収されない場合もあります。

後期高齢者医療保険料の支払方法

保

除料は、特別徴収（4月から年金天引き）または普通徴収（7月から納付書または口座振替）により、お支払いいただきます。

ジェネリック医薬品の利用をおすすめします

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効果を持ち、厚生労働省が承認した医薬品です。

▶なぜ安いのか？

先発医薬品（新薬）の特許が切れてから作られた薬なので開発コストを安く抑えることができます。

▶安全なのか？

さまざまな品質や安全性についてしっかりと検査が行われています。ただし、新薬とまったくおなじ成分というわけではありません。

▶ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの？

ジェネリック医薬品を利用するには医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。すべての薬をジェネリック医薬品にかえることはできません。

ジェネリック医薬品として対応していない場合や、医療機関や薬局に在庫が無い場合、医師の判断により先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

平 成25年度第10期分までの国民健康保険税を全て納付いただいた世帯には、3月末に国民健康保険被保険者証を送付しました。3月以降に完納いただいた世帯は、納付の確認に
時間がかかる場合がありますので、窓口で納付書をお持ちいただきますと、保険証を即時交付します。
なお、今回の保険証の有効期限は平成27年7月31日までとなっています。

就職や退職などで、保険証が変わる方はお早め（14日以内）に届け出をお願いします。

国保保険証を送付しました

●ほけん課 国保・年金係 ☎22・3145



耐震診断・耐震改修の補助を受けられる条件

- 1 阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの（アパートは含まない）
- 2 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
- 3 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅（一部併用住宅を含む）
- 4 過去に本要綱に基づく耐震診断あるいは補助を受けていない住宅
- 5 阿蘇市住宅・建築物耐震診断事業を活用し、上部構造評価点が1.0未満と評価されたもの（耐震改修のみ）

補助対象者

- 1 補助対象住宅を所有し、市税などの滞納がない人
- 2 住宅の共有者がいる場合、事業実施について全員の承諾が得られる人

補助金の額と募集戸数

耐震診断：診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万8千円を限度

耐震改修：改修に要する経費の2分の1以内の額で、1戸につき60万円を限度

※補助金を越える費用は自己負担。

耐震診断の募集戸数：10戸 **耐震改修の募集戸数**：1戸

※耐震改修の募集は、25年度までに耐震診断を完了した方が対象。

受付期間

5月1日（困）から10月31日（匳）まで（平日）9:00～16:00

戸 建て木造住宅の耐震化促進と、地震による被害から市民の生命、財産を守り、安全で安心なまちづくりを目指すため、耐震診断・耐震改修を行う住宅の所有者に対して補助金を交付します。

耐震診断・耐震改修の費用を補助します

●建設課 建築営繕係 ☎22・3187



木材加工用機械13点を公売します

● 観光まちづくり課 観光企画係 ☎ 22・3174



森 林のトレイ製作工場で使用していた木材加工用機械13点公売します。興味のある方は観光まちづくり課に入札説明書を準備、また、現地説明会も行いますので、お気軽にご参加ください。



公売事前申込要領

受付期間 4月17日(金)～4月23日(木) 9:00～17:00
 受付場所 阿蘇市役所 観光まちづくり課
 提出物 入札参加申込書(印鑑が必要です。)

現地説明会日程

日 程 4月17日(金) 14:00～16:00
 場 所 森林のトレイ製作工場(旧遊雀小学校)

公売日程等

公売日時 4月25日(金) 10:00(時間厳守)
 公売会場 森林のトレイ製作工場(旧遊雀小学校)
 その他 ▶ 入札保証金(自己の入札額の5%以上相当額)
 ▶ 印鑑(認印で可。法人の場合は代表者印)
 ▶ 代理人が入札する場合は委任状

その他

- ・現状渡しとなりますので、動作保障はありません。
- ・クレームや返品は一切受付ません。
- ・搬出に伴う運搬手配及びその他一切の経費は落札者の負担となります。
- ・公売事前申込がない場合は、公売を行いません。

公売物件

物件名	数量	物件名	数量
スライス機	1台	単板乾燥機	1台
殺菌装置	1台	トレイ搬送装置	1台
スライス刃研磨機	1台	単板断裁機	1台
油圧熱プレス成形機	3台	バンドソー	1台
スポンジサンダー	1台		
両面糊付け機、糊付け乾燥機			1台
パネルソー、ポータブル集塵機			1台

春

は行楽シーズン!

食中毒に注意しましょう

遠足や運動会、ハイキングなど、イベントが多い季節になりました。気温が高くなると食中毒が起りやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

お弁当を作るときは

- 必ず食べる当日に作りましょう。
- 作る前、食べる前には手をよく洗いましょう。
- 食品は、中心部までしっかり加熱し、十分に冷ましてから清潔な箸で弁当箱に詰めましょう。
- お弁当は、涼しいところで保管し、早めに食べましょう。
- 食べ残しの食品は、思い切って捨てましょう。



上下水道料金が4月から改定されました



●水道課 ☎22・3196
●住環境課下水道係 ☎22・3169

消

費税率の引き上げに伴い、4月1日以降の上下水道使用料は、新消費税率を適用し、下記のとおりとなります。

なお、法令による旧税率を適用する経過措置により、適用開始日は左記のとおりとなります。

●料金表

月分	請求月	使用期間	税率
4月分	5月	3月10日～4月10日	5%
5月分	6月	4月10日～5月10日	8%

※使用期間は10日となっていますが、検針期間は10日前後であるため各家庭により異なります。

●水道料金改定後のイメージ

メーター口径	メーター貸付料	基本料金 (10㎡まで)	消費税 (5%)	合計金額 (消費税込)	改定後	消費税 (8%)	合計金額 (消費税込)
13ミリ	40円	1,000円	52円	1,092円		83円	1,123円
20ミリ	90円		54円	1,144円	87円	1,177円	
25ミリ	100円		55円	1,155円	88円	1,188円	
超過料金	1㎡毎	135円	6.75円	141.75円		10.8円	145.8円

(10立方メートルを超える分についての計算)

一般家庭 (13ミリ) で8㎡ご使用の場合

今までは1,092円であったものがこれからは、1,123円になります。

一般家庭 (13ミリ) で16㎡ご使用の場合

今までは1,092円 + (6㎡ × 141.75円) = 1,942円であったものが、これからは1,123円 + (6㎡ × 145.8円) = 1,997円になります。

事務所など (25ミリ) で28㎡ご使用の場合

今までは1,155円 + (18㎡ × 141.75円) = 3,706円であったものが、これからは1,188円 + (18㎡ × 145.8円) = 3,812円になります。

※下水道使用料の計算方法は上記の計算方法からメーター貸付料を差引いた額になります。

バーベキューなどを するときは

生肉には0・157、カンピロバクター、サルモネラなどの食中毒菌が付いている可能性があります。
●生肉と野菜は別々に盛りつけましょう。

●「焼くときの箸」と「食べるときの箸」は区別しましょう。

●肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

魚釣りや

ハイキングをするときは

●見慣れない野草やフグなどの素人調理はしないようにしましょう。

《食用と間違えやすい有毒植物の例》

- バイケイソウ (オオバギボウシ、ギョウジャニンニクと間違えやすい)
- スイセン (ニラ、ノビルと間違えやすい)
- トリカブト (ニリンソウ、モミジガサと間違えやすい)
- イヌサフラン (ギョウジャニンニク、ギボウシと間違えやすい)

☎阿蘇保健所 衛生環境課

☎32・0535

募集のご案内

●活動の視点

- ▶商店街の発展につながる街並み景観づくり
- ▶お客様が商店街を周遊、回遊したくなる景観づくり
- ▶商店街を歩くことで、季節の移り変わりや時間を楽しむことができる景観づくり

●補助の要件

単発の事業ではなく、商店街をどのように修景していくかというコンセプトを明確にし、その事業計画にそって商店街を景観整備していく事業。

例1

魅力ある商店街づくりを実現できる道路及び土地に植栽
 ※補助対象となる経費は、種子、苗木、樹木代や肥料代等は全額補助。燃料費・機械借上げ料は2/3以内で補助。ただし、人件費や食糧費は対象外とします。

例2

商店街の景観の統一のために行う事業
 ※補助対象となる経費は、植栽等のライトアップ、統一看板、商店街を統一色にするためのペンキ代などで補助率は1/2以内。

●補助金の申請

補助金を希望する場合は、市へ申請書の提出が必要です。補助認定の可否については審査のうえ、予算の範囲内で決定後、ご連絡します。

なお、事前着工に対しての補助はできません。必ず先に申請をされ、決定後に着工してください。

●募集期限・申込先

5月30日迄までに観光まちづくり課（☎22-3174）にお申し込みください。申請方法などについては、事前にお問い合わせください。

阿 蘇市内で魅力ある商店街づくりに取り組むグループ（商工会、TMO、商店街などの振興を目的とした団体）が行う商店街の振興につながる景観整備活動を応援します。

♪自然と調和した魅力ある商店街づくり♪を応援します！

●観光まちづくり課 商工物産係 ☎22・3174



ふるき・そうた
古木 想太くん H24.9.29 生
 父健太・母真季（内牧4区）
 これからも好き嫌いな
 くたくさん食べてね♪



くらはら・ひかる
蔵原 瑛くん H23.12.27 生
 父修・母美和子（東2区）
 いっぱい食べて いっぱい遊んで いっぱい笑って
 大きくな～れっ☆

スマイルキッズ

応募方法

- ①写真（4MB程度以内）②氏名（ふりがな）③生年月日④父母の氏名⑤行政区⑥お子さんへのメッセージ（30文字程度）を記入のうえ、持参または郵送、電子メールでご応募ください。

阿蘇市総務課・秘書広報係
 （問い合わせ）☎22-3111
 （メール）pr@city.aso.lg.jp

対象 ・市内在住・3歳まで